定

例

平 成 30 年 11 月 26

日

主 要 目 次

第13381号

示

国定公園の公園事業の決定

0 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

土地改良区定款の変更認可

保安林の指定の解除

土地区画整理法に基づく建築物等の移転又は除却の通知及び照会の送付に代わ る告示

地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数 選挙管理委員会告示

0

土地改良区役員の退任及び就任

0

 \bigcirc

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧

0

水道局公告

 \bigcirc

 \bigcirc

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

告

示

千葉県告示第四百八十九号

公園に関する公園事業を次のとおり決定した。 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 第九条第一 一項の規定により、 南房総国定

その関係図書は、千葉県環境生活部自然保護課において縦覧に供する

平成三十年十一月二十六日

(月曜日)

事

名

0 種

浦 業

イド 称

宿舎 事 業

クリゾート シーサ 0)

平成 30 年 11 月 26 日

千葉県告示第四百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七

類 事 業 0 千葉県知事 位 置 決 定 木 年 栄 月 治

勝浦市 (行川) 平成三十年十一 月二十 日

六日

よる建築物等の移転又は除却の通知及び照会については、送付を受けるべき者が受領を拒 理事業に係る土地区画整理法 次の表の上欄に掲げる者に対する柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整 (昭和二十九年法律第百十九号)第七十七条第二項の規定に

項の規定により、 平成三十年十一月二十六日 指定区域を次のとおり指定する。

指定番号 | 七 の 一 部 三、二四四番まで、三、二四七番、三、二四 四八番一、三、三四八番二及び三、三四九番 三、三三三番から三、三三七番まで、三、三 四番一、三、二三四番二、三、二三六番から 南房総市白浜町滝口字門越三、二三二番、 八番、三、二九六番から三、三一〇番まで、 三、二三三番一、三、二三三番二、三、二三 指 定 す る 区 域 千葉県知事 げる埋立地 条の三十一第二号に掲 令第三十五号) 第十二 に関する法律施行規則 廃棄物の処理及び清掃 (昭和四十六年厚生省 埋立地の区分 栄 治

千葉県告示第四百九十一号

改良区の定款の変更を平成三十年十一月十三日付けで認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

国府土地

平成三十年十一月二十六日

千葉県知事

鈴

木

栄

治

三

 \equiv

三

兀

五.

保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月二十六日

千葉県告示第四百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

次の

栄

葉県知事 鈴 木

治

解除に係る保安林の所在場所 一宮町東浪見字川間新田下六九六〇番一一、六九六〇番一六、 字釣ケ崎下六九

六一番七

長生郡

保安林として指定された目的 潮害の防備及び公衆の保健

解除の理由 県立公園事業用地とするため

三

飛砂の防備、

千葉県告示第四百九十三号

(月曜日)

んだので、

平成 30 年 11 月 26 日

注 中村孝之 書類 氏 該 の送付を受けるべき者 通知及び照会は、 名 目三番地八 柏市小青田 柏市若柴三五四番及び十余二 二丁 五 照会の内容 三の建築物等を四の期限まで 兀 番一七 五. に自ら移転し、又は除却する意思の有無 工作物又は竹木土石等一式 建築物等の構造及び数量 土地所有者 移転又は除却の期限 平成三十年十二月十 建築物等の所在 中村孝之 四〇四番四六に掲示する。 柏市若柴字馬具山三〇〇 0 木 築物その他 内 栄 容 治

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

千葉県選挙管理委員会告示第三十五号

| 算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項(議員の解職の請求)の規定による選挙権 の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百 とを合算して得た数)は、それぞれ次のとおりである。 を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあって の請求)及び第八十六条第一項(副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員 請求)及び第七十五条第一項(監査の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の五十 は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗 六十二号)第八条第一項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙 分の一の数、同法第七十六条第一項(議会の解散の請求)、第八十一条第一項 じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項 (条例の制定又は改廃の (長の解職

3381

平成三十年十一月二十六日

総数の五十分の一の数

一 〇 匹 、

九二一人

地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の

千葉県選挙管理委員会委員長

長谷川

康

博

鴨川市選

挙区

育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数 が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十 七五五、七五五人 万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

場合における選挙権を有する者の三分の一の数 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない

印旛郡選挙区 千葉市若葉区選挙区 千葉市美浜区選挙区 千葉市緑区選挙区 千葉市稲毛区選挙区 千葉市花見川区選挙区 香取郡選挙区 山武郡選挙区 長生郡選挙区 千葉市中央区選挙区 四九、 五七、 三九、 三匹 四一、 四三 一七、 \circ 一三、六五一人 一二、〇〇九 一七、五九七人 三四九人 〇七七人 七五二人 九〇二人 九三四人 六九八人 六一四人

館山市 銚子市選挙区 木更津市選挙区 選挙区 四三、 三七、 =二四一人 五一七人 八四七人

野田市選挙区

一一八人

成田市 佐倉市選挙区 茂原市選挙区 選挙区 四九、 三 五、 五七一人 六六一人 六八八人

習志野市選挙区 旭市選挙区 四七、 八、 五五一人 四三三人 四三五人

五、

三二〇人

一〇、三五五人

東金市選挙区

一六、

五. 七七、 〇八二人 五六二人

市原市

柏市選挙区

勝浦市・夷隅郡選挙区

三七、 五三 一九二人 七九九人

五八一人

鎌ケ谷市選挙区

津市

我孫子市選挙区

八千代市選挙区 流山市選挙区

平瓦	戈 3	0 年	11	月	26	<u>目</u>	(月日	雇日)			千全		T	葉_			ļ	<u> </u>		四	報				第	<u> 1</u>	3 3	8	<u>1号</u>	<u>1</u> 7			_
	" 千倉町瀬戸一、	" "	"千倉町牧田一七	" "	" 千倉町北朝夷一	" 千倉町牧田一九	" 千倉町瀬戸二、	南房総市千倉町北朝夷二、	一退任理事		平成三十年十一月二十六日	金沢土地改良区から次のとお	土地改良法(昭和二十四年法)	D	公	松戸市選挙区	船橋市選挙区	市川市選挙区	の一を乗じて得た数とを合算	万以下の場合におけるその	四 地方自治法第八十条第一	大網白里市選挙区	いすみ市選挙区	山武市選挙区	香取市選挙区	匝瑳市選挙区	南房総市・安房郡選挙区	富里市選挙区	白井市選挙区	印西市選挙区	八街市選挙区	袖ケ浦市選挙区	四街道市選挙区	浦安市選挙区
〇一一番地一	四〇九番地	三〇番地一	○番地	一、二三一番地	、〇一二番地三	九五番地	四三四番地	、二七九番地		千葉県知	日	り役員の退任及び就任の届出があ	律第百九十五号)			一三五、二七二人	一五四、〇〇九人	一三三、八五五人	算して得た数	四十万を超える数に六分の一	項の規定による選挙権を有	一四、一七一人	一一、一七七人	一五、〇五三人	二二、三〇九人	一〇、五二八人	一三、七四四人	一三、七四七人	一七、一三五人	二六、七五七人	一九、九一七人	一七、四八三人	二五、五九七人	四王 力六七人
			平川	鈴木	栗原	平川	石井	髙田		知事 鈴 木		があった。	第十八条第十六項の規定によ		告					を乗じて得た粉	でする者の総数が四十													
滿	昇	操	幸男	和義	富男	和昭	吉夫	義雄		栄治	S/\$64a		より、千倉町							四十万に三分	日十万を超え八十													
	平成三十	おいて縦覧に	て準用する同	書の送付があ	平成三十年	都市計			平成三十.	いて縦覧に供	用する同	の送付があっ	平成三十年	丁	"	"	南房総市	四 就任監事	"	"	"	"	"	"	"	"	"	南房総市千	三 就任理事	"	"	南房総市	二 退任監事	IJ
	年十	供する。	法第二十	めったので、	十一月二十	画生産緑			-年十一月二十	に供する。	法第二十条第	たので、	十一月二	可ごこみき	JJ	"	千倉町北	7	千倉町北部	"	"	"	千倉町瀬戸	"	"	千倉町牧田	"	倉町瀬	7	千倉町瀬戸	千倉町北朝	- 千倉町瀬戸	7	J)
	一月二十六日		条第二項の規定によ	都市計画法(昭和	六日四街道市の	地地区の関係図書の			一十六日		項の規定によ	都市計画法(昭和四	日四街道市の	易つ曷糸凶事つ	二、二七七番地	七四一番地	朝夷二、二七九番地		朝夷二、二三一番地	二、二四七番地一	一、六八二番地一	一、一三三番地	尸一、三三一番地	一三〇番地一	一七〇番地	田一九五番地	二、〇一一番地一	戸二、四三四番地		尸一、〇八八番地	朝夷二、三二一番地	尸一、二二九番地三		二二四七番地一
千葉県知			り、千葉県県土整備部	[四十三年法律第百号]	変更に係る四街道都	縦覧		千葉県知			、千葉県県土整備部	四十三年法律第百号)	変更に係る四街道都	左 記																				
事			備部都市	号)第二	市計画			事			部都市整備	第二十	都市計画		鈴	相	髙		鈴	井	波	和	嶋	栗	平	平	伊	石		Ш	髙	Ш		ŧ
鈴木			整備	+	生産緑岩			鈴木			整備局都	_	ごみ焼却		木	Ш	田		木	上	定壁	田	田	原	Ш	Ш	藤	井		П	木	名		-
栄			局公園	条第二項	地地区の			栄			市計	条第二項に	却場の問		信	英一	義		和	宇	和	明去	孛	煰	幸里	利四	湛	吉井		美	德道	書		,
治			緑地課	項におい	の関係図			治			画課にお	において	関係図書		義	_	雄		義	実	德	夫	寸	操	男	昭	滿	夫		芳	道	薫		637

	第	<u>1</u>	3 3	8 8	1 두	<u>1</u> 7				Ŧ_			葉				県			幸	B			平月	戈 30) 年	11			1 (月曜日)
	九 号	第二〇五			八号	第二〇五			七号	第二〇五					六号	第二〇五			五号	第二〇五			指定番号				平成三十	指定給水装置工事事業者に指定した。	水道法(昭	給水装	
	和工務店	株式会社		ラミング	ミカサプ	有限会社				創心管工			ション	イノベー	ネクスト	株式会社				植草設備			名称				平成三十年十一月二十六日	1工事事業者	和三十二年	水装置工事の指	ماد
	央区村田	千葉市中	五号	二二番一	見三丁目	船橋市夏	番七六号	丁目七三	志野台四	船橋市習	四 F - B	真光ビル	三番四号	三丁目一	央区銀座	東京都中	五〇	目一番地	田橋三丁	市原市山			住所			-	一十六日	に指定した	(昭和三十二年法律第百七十	の指定給水装置	水道
		糸日谷和之				鈴木朗				森川拓己						平井康宗				植草公昭			代表者氏名			千井		, 0	十七号)	『工事事業者の指定	局
	和工務店	株式会社	事業所	ラミング	ミカサプ	有限会社				創心管工			ション	イノベー	ネクスト	株式会社				植草設備	名称	地	業所の名称	工事の事業	給水区域で給水	葉県水道局長			第十六条の二第一	指 定	公
がカカン	央区村田	千葉市中	五.	番地の一	士一二六	白井市冨	番七六号	丁目七三	志野台四	船橋市習	四 F B	真光ビル	三番四号	三丁目一	央区銀座	東京都中	五〇	目一番地	田橋三丁	市原市山	所在地		業所の名称及び所在	工事の事業を行う事	で給水装置	一 岡 本			一項の規定に		告
	月二十	平成三十年				11				JJ						IJ		目	五月二十三	平成三十年			指定年月日			和 貴			により、次の者を		
 六 号	第二〇六		五号	第二〇六							四号	第二〇六			三号	第二〇六		二号	第二〇六						一号	第二〇六			分号	第二〇六	
ーンクラシア	株式会社	設備	さいとう	有限会社								誠水社		マン	ウォシュ	株式会社	設備	K O Y U	株式会社						ダイマツ	株式会社		設備	岡野水道	株式会社	
浜 北区新 横 浜市港	神奈川県	九番二号	谷五丁目	市川市曽	号	一 〇 四	ム北松戸	レナハイ	地の一セ	二八五番	本郷二、	松戸市上	番三八号	丁目一四	鎌ケ谷九	鎌ケ谷市	地七九	四七一番	柏市根戸	三号室	号館二〇	成田四七	ルーミー	番七四	三里塚一	成田市西	番地	袋六二八	喜市太田	埼玉県久	
	鈴木一也			斎藤洋								佐藤智裕				高田洋志			西川功一							堀越隆				岡野京生	
社 ン A ラシア	株式会社	設備	さいとう	有限会社								誠水社		マン	ウォシュ	株式会社	設備	K O Y U	株式会社					本社	ダイマツ	株式会社		設備本店	岡野水道	株式会社	
号 四 山 四 丁 目	船橋市丸	九番二号	谷五丁目	市川市曽	号	一 一 回	ム北松戸	レナハイ	地の一セ	二八五番	本郷二、	松戸市上	番三八号	丁目一四	鎌ケ谷九	鎌ケ谷市	地七九	四七一番	柏市根戸	三号室	号館二〇	成田四七	ルーミー	番七四	三里塚一	成田市西	番地	袋六二八	喜市太田	埼玉県久	シャルマ
	IJ			IJ								11				IJ]]							"				IJ	

平瓦	文 30) 年	11	月 2	6 日	()	月曜	目)				£_			葉				県			<u></u>	<u>B</u>			į	第 1	3	3 8	1 -	号			
		四号	第二〇七		三号	第二〇七			二号	第二〇七			一号	第二〇七				○ 号	第二〇七				九号	第二〇六		八号	第二〇六					七号	第二〇六	
		株式会社	スマート		備	かすえ設			備後屋	株式会社		株式会社	ルワーク	テクニカ				設	みやび住			ほーむ社	あっと	有限会社		北村設備	有限会社				IJ l	トランス	株式会社	
番一号	三丁目六	央区椿森	千葉市中	○番地二	-, Oi-	柏市増尾	二二号	目一八番	真間二丁	市川市欠	地の一	〇五五番	新木三、	我孫子市	地八	四五八番	木町一、	毛区宮野	千葉市稲	号	目八番四	小岩一丁	戸川区南	東京都江	番地	能二八八	富里市久	五階	弥助ビル	九番六号	一丁目一	京区関口	東京都文	二番地一
			大沼唱司			霞末翔				古志智宏				石渡希利人					本宮久義					大隅則夫			北村衛						川﨑裕章	
		株式会社	スマート		備	かすえ設		店	備後屋本	株式会社		株式会社	ルワーク	テクニカ				設	みやび住			ほーむ社	あっと	有限会社		北村設備	有限会社				IJ l	トランス	株式会社	
番一号	三丁目六	央区椿森	千葉市中	○番地二	-, O <u>i</u>	柏市増尾	二二号	目一八番	真間二丁	市川市欠	地の一	〇五五番	新木三、	我孫子市	地八	四五八番	木町一、	毛区宮野	千葉市稲	号	目八番四	小岩一丁	戸川区南	東京都江	番地	能二八八	富里市久	五階	弥助ビル	九番六号	一丁目一	京区関口	東京都文	
			"			IJ				"				IJ					"			日	七月二十五	平成三十年			IJ						"	
_					_	hrh-									kh								hrh-			-N-			7		装置	¬k		
					二号	第一九五								○号	第一三二							号	第七三四			指定番号				平成三十年十	1工事事業	道法	給水装	
				備	西日本設	株式会社							工業	久田設備	株式会社						ン	クラシア	株式会社			名称				年十一月二十六日	者から事業	和三十二年	給水装置工事の指	ı
天満九〇	シーヌ東	八号ラ	丁目六番	東天満一	阪市北区	大阪府大						二五番地	町一、九	戸市酒門	茨城県水				二番地一	浜一丁目	北区新横	横浜市港	神奈川県			住所				十六日	を廃止した	法律第百七	定給水装置	
						三角武史									久田晃由								鈴木一也			代表者氏名			千		工事事業者から事業を廃止した旨届出があった。	(昭和三十二年法律第百七十七号)第二十五条の	の指定給水装置工事事業者の事業の廃	
				備	西日本設	株式会社		ば出張所	工業つく	久田設備	株式会社	営業所	工業水戸	久田設備	株式会社	支社	ン西千葉	クラシア	株式会社	業所	ン千葉営	クラシア	株式会社	名称	地	業所の名称	工事の事業	給水区域で	葉県水道局長		た。	五条の七	止	
天満九〇	シーヌ東	八号ラ	丁目六番	東天満一	阪市北区	大阪府大	四	三五番地	田一丁目	久市上柏	茨城県牛	二五番地	町一、九	戸市酒門	茨城県水	号	四六番六	山四丁目	船橋市丸	二番地二	一、六三	区土気町	千葉市緑	所在地		の名称及び所在	の事業を行う事	で給水装置				の規定により、		
					四月三十日	平成三十年								三月二十日	平成三十年						十一目	年十二月三	平成二十八			廃止年月日			和貴			り、次の指定給		

ı	第13381号	于 于	 県	<u>R</u>	平成 30 年	11月2	26 日(月曜日)
購読料				号	第八七二	二号一六六	号	第七〇三
本月ぎめ				工業	有限会社	三鈴工業		関東建設
一部一箇月一、				二九 番地	松戸市八四	士一二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	番地九九九	茂原市茂
三〇〇円					古澤五男	鈴木光洋		岩瀬喜三夫
(送料を含む。				工業建設	有限会社	三鈴工業	株式会社	関東建設
·)				二九番地	松戸市八 四	士一二二	番地九九九	茂原市茂
					平成三十年	五月十五日平成三十年		"
一部売り申込先定期購読申込先 イ 者 千葉市中央区市場町一番一号								
○四三 (二二三) 二六五八○四三 (二二三) 二一五二県								